

再意見書

平成18年9月6日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) にっぽん かぶしきがいしゃ
氏 名 日本テレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう くらしげ ひでき
代表取締役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ボーダフォン株式会社
だいひょうしつこうやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成18年7月21日付け情審通第54号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り再意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案」(専用線等に係る新たな保守メニューの追加)に関し、再意見募集の機会を設けて頂いたことにつき、御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いします。

1. NTT東西の接続料収入増加に関する検証について

NTT東・西殿の公衆電話機能がタイプ1-2へ全面移行するため、公衆電話機能の接続料は実質値上げになります。また、加入電話も同様に、タイプ1-2へ全面移行すると想定すれば、NTT東・西殿にとっては約180億円/年の接続料収入の増加が見込まれます(保守換算係数の見直しによる精算がない場合)。

接続料収入の増加が、実際の故障修理コストの増加に見合うものか、十分な検証を行っていただきたいと考えます。具体的には次のような検証が必要と考えます。

- ① 接続料収入の増加を抑制するためのNTT東・西殿の努力(保守委託先の選定方法/委託内容等)
- ② 今回使用された保守換算係数(1.02)の算定に用いられた、専用線の故障修理時間の実績データの調査方法(全件調査/サンプル調査/サンプル調査の場合はサンプルの選定方法)
- ③ 精算に用いられるタイプ1-2提供開始後の故障修理時間の実績データの調査方法(全件調査/サンプル調査/サンプル調査の場合はサンプルの選定方法)
- ④ 保守換算係数の増加と実際の故障修理コストの増加の関連性

【 KDDI 意見 】

弊社共は、本意見に賛同します。

弊社共の当初意見でも述べておりますが、今回の公衆電話機能及びラインシェアリングに係る接続約款変更は、NTT東西が保守タイプ1-2を選択することにより、接続事業者を選択の余地なく接続料が値上げされるものであり、問題です。保守換算係数の増加と実際の故障修理コストの増加の関連性及び保守タイプ変更の妥当性が検証されない限り認可すべきでないものと考えます。

NTT東西の接続料収入の増加につながる今回の認可申請については、本意見にあるように「接続料収入の増加が、実際の故障修理コストの増加に見合うものか、十分な検証を行って

ただきたい」と考えます。また、検証方法に関しても、本意見に掲げられている①から④までの方法によって、データを公開し十分な透明性、客観性を確保しつつ実施することに賛同します。

2. DSLのラインシェアリングの取扱いについて

電話重畳するDSL接続については、「その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します」と申請されています。また、電話サービスの契約者回線の保守の態様については、現在NTT東西殿にて検討中であり、そのなかには既存回線も含めて全日昼間帯保守を行う可能性がある旨説明を受けております。

上記の場合、アクセスチャージ、それに付随してエンドユーザ料金がエンドユーザの意向に関わらず自動的に値上げされることとなりますので、エンドユーザの明確な希望があった場合以外は現在の保守タイプを適用いただくよう要望いたします。

(傍線は弊社共による)

【 アッカ・ネットワークス 意見 】

弊社共は、本意見に賛同します。

既に述べたとおり、今回のDSLのラインシェアリングの接続料は、NTT東西が選択する保守タイプに基づくものであり、エンドユーザ及び接続事業者側に保守タイプの選択の余地がありません。NTT東西が合理的な理由なく、恣意的に保守タイプを選択し接続料の値上げを行うことは不相当であり、NTT東西の保守タイプ選択にあたっては客観的な理由、判断基準が必要であると考えます。例えば、保守タイプの選択にあたり、NTT東西の恣意性を排除するためのひとつの判断基準として、「エンドユーザの明確な希望があった場合」を採用することは、接続料の値上げが利用者料金水準に影響を及ぼす可能性があることを考慮すると、妥当なものであると考えます。

3. 公衆電話接続料の取扱いについて

- ・ 今回の接続約款変更において、公衆電話接続料が保守メニューの変更により値上げとなっております。
- ・ 保守時間の拡充自体は望ましいことと考えますが、結果として料金値上げになっているところであり、料金改定にあたっては以下の点を明確化することが必要であると考えます。

① ユニバーサルサービスの議論等においても、公衆電話事業の収支改善・効率化が

求められております。保守メニュー変更に伴う料金改定を行うのであれば、事業全体の改善方針・施策を明らかにする必要があると考えます。

- ② 今回の専用線等に関する保守メニュー追加は、接続事業者の要望を踏まえたものと説明されておりますが、公衆電話について今回保守メニューの変更を行うこととなった理由が示されておられません。保守メニュー変更の理由をご説明いただくことが必要であると考えます。

(傍線は弊社共による)

【 ウィルコム 意見 】

弊社共は、本意見に賛同します。

公衆電話はユニバーサルサービス基金による補填の対象となっているところであり、NTT東西においては当該サービスに関して事業運営の効率化が求められているところです。従って、NTT東西は公衆電話の保守クラスを保守タイプ1-2に変更し、保守時間帯を拡大することが事業効率化の要請に反しないものであることを明らかにすべきであり、「保守メニュー変更に伴う料金改定を行うのであれば、公衆電話事業全体の改善方針・施策を明らかにする必要がある」とものと考えます。

また、弊社共が当初意見でも述べているとおり、NTT東西が公衆電話に関して合理的な理由なく保守タイプ1-2を採用することにより、接続事業者が接続料値上げを強要されることは認められません。このため、最低限の要請として「保守メニュー変更の理由をご説明いただくことが必要」であると考えます。

以 上